電力・ガス基本政策小委員会(第23回)への意見

令和2年3月26日(木) 大石美奈子

電力・ガス基本政策小委員会(第23回)資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方」について

・ 重要案件を書面で審議をするということについて当初から疑問に思っておりましたが、 委員の皆さまのご意見を拝見し、意見がここまで分かれるものを、書面で決議するのはやはり無理があり、強行すべきではないと思いました。継続での審議をお願いいたします。

逆に、7月開始ということを、今の時点で決議しない場合には、この先、どのよう な問題が起こるのかについても教えていただけますとありがたいです。

・ 消費者への説明が必要ということについて、ご理解いただいたことはありがたいのですが、一部の消費者に説明したからということで、それで良しということはありません。消費者から意見を聞き、では どうすれば、消費者に理解を得られるかとの提案を受け、国がきちんと消費者に説明してあることが重要で、7月までに説明できるということでしょうか。民法の改正の部分でも、p15ページの電力の小売り営業に関する指針の中に、「例えば、検針票・請求書の裏面に小さな文字(日本工業規格 Z8305 に規定する8ポイント未満の文字)で当該変更しようとする事項を記載するだけの方法では十分な「説明」がなされたとは言えないと解される。とあるところ、ど

のような方法でどのように説明をするのかについての計画があるのであればお示しい ただきたいと思います。

以上

電力・ガス基本政策小委員会(第23回)への意見

令和2年3月26日(木) 松村敏弘

(1) インバランス料金に関して、川越オブザーバーの「消費者の代表委員 である大石委員から具体的かつ論理的な反対意見が提出されている点について は」については私は同意しかねます。

川越オブザーバーがこれを論理的な意見と考えたことは承知しましたが、私 はそうは思いません。

まず、意見で述べられている理屈の大半は、7月から行われることの問題ではなく、それがいつ行われようが問題と言っているとしか見えません。

このインバランス料金体系が合理的であることは十分に議論した上で整理されたものです。本来ならもっと早く導入すべきだが、システム対応の問題からやむなく導入が遅くなるものを、今回の提案は、システム対応が不要な部分に限定して合理的な制度を入れようとしているだけの議論です。この点ちゃんと理解していれば、大石委員の意見は本来のアジェンダに対する合理的で論理的な反論になっているとは私は思いません。

事業者の費用構造が変われば、事業者が消費者に提示できる価格が変わり、 その結果最終的に消費者に転嫁されることは予想されますが、逼迫時に合理的 にインバランスを抑制する事業者には増収になるはずで、大石委員の議論は一 面しか見ていない、電力システム全体が合理化されれば、そうでない場合に比 べて全体としての費用が下がり、消費者の利益になる側面を著しく過小費用化 していると思います。この点は既に前回及び別の委員会で十分発言しているの で敢えて反論しませんでした。

しかしこの意見を口実に、合理的な改革を先送りさようとする事業者の意見が出て来るに及んでは、何も言わないわけには行かず敢えて申し上げました。

また費用の構造が大きく変われば最終的に消費者価格に影響を与えると考え

られますが、それとて、契約期間中の契約の変更であれば消費者が同意しなければ変更できないし、まして今回の措置を理由としてインバランス料金が高くなった局面では突然電気代を上げる等という大きな料金体系の変化が、消費者の同意無しに直ちに導入されることはないことを考えると、周知期間等という議論がどこまで意味を持つのか疑問です。

この議論がまかり通れば、今回の措置よりも費用面で遙かに大きな影響を事業者に与える制度改革・規制措置、例えば原発に対する規制強化などは、それが直ちにやるべき合理的なものであっても速やかに導入出来ないことになりかねず、それは話が別だ等と言い出せば委員の中立性にも疑問を持たれかねません。私は大石委員の意見にも賛成しかねます。

また、川越オブザーバーの「ベースロード市場の活性化といったヘッジ策の 充実を先に行う必要があり」、との意見は、新電力がベースロード市場に本腰 を入れて買い手として参加しており、単に電源を買いたたくだけでなく需給逼 迫のリスクに対応するものとして活用している状況であれば説得力が仮にある としても、現状の買い札の状況を見て、新電力にそれを主張する資格があるの かは疑問。ベースロード電源市場の更なる改革や監視が重要であることは当然 として、一般論として特定の改革が先でなければ、別の改革を進めてはならな い等と言うことを無闇にいうと、あらゆる改革が進まなくなります。

繰り返しますが、既に合理的な制度改革として動き出すことが決まっている 改革項目で、システム対応の理由で遅れたものを、システム対応不要な範囲で 合理的な改革を先行実施するという当然の措置も、反対者が複数いたら止めら れる先例を作っても良いのか。もともと4月から実施することも可能であった のに、反対意見により3ヶ月も遅らせて、それでもまだ足りないと議論を続け た結果ずるずると時間が過ぎて、議論した意味がなくなる等という事態を引き 起こしてもよいのか。

今回の7月からの実施に対する反対意見は、本当に歴史的な評価に堪えられる論理的な意見なのかは考えていただきたい。

実施時期を更に3ヶ月遅らせて10月からとする、という程度の修正ではなく、反対者がいるから改革を更に先送りにするとすれば、まことに遺憾です。

(2) 今回、意見提出に特定のフォーマットを指定しながら、その一部だけを切り貼りして委員の意見として示すやり方が本当に良いのかは再検討してい

ただきたい。

もし書面開催が今後もあるとすれば、今回のような整理した示し方とは別に、(誤字等の修正はあっても良いかもしれませんが)提出した資料をそのまま参考資料として出すことも検討していただきたい。

以上

電力・ガス基本政策小委員会(第23回)への追加意見

令和2年3月26日(木) 村松久美子

電力・ガス基本政策小委員会(第23回)資料について、次のとおり意見を提出いたします。

資料4「適正な市場メカニズムと需給確保の在り方について」について

・当制度導入後のイコールフッティングを担保するための具体策とその道筋をお示しいただきたい。事務局からのご説明にあるとおり、「旧一般電気事業者の小売部門は、原則として、自社需要の0~1%相当の予備力を超える電源分を市場に投入すること」、「電力・ガス取引監視等委員会では、計画停電や電力使用制限中にも市場監視を厳格に行うとともに、事後的にもしっかりと検証を行うこと」が肝要であり、かつ電源復旧や送配電網の復旧についての情報が公平に共有されることが最低条件ではないか。これらが整わない中で一部の事業者に災害時インバランス発生の責任を付すのは、これまでの市場自由化を推進してきた流れに逆行すると思料する。

以上